大阪地方裁判所

合

日七月三年八和昭

スマヲ放ク解禁

ヌマヲ放ク申合セニ基キ各自ノ意思ヲ音ヲ以テ通知シ合ヒ一斉ニ

発スル事ヲ申合セ尚ホ各自ノ通知ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ

交換シ置キ其ノ通知ニ基キ一斉ニ放ツ事ヲ申合セタル事実

ヲ認メ得ベク右ハ何レモ刑法第百八条ノ騒擾罪ニ該当スル

モノト思料ス

仍テ主文ノ如ク決定ス

昭和十年十一月二十一日

大阪地方裁判所第一刑事部

裁判官　[illegible]

第　　号

心得

後相互ニ波瀾アルモノト見ラレテキル。

昭和八年十一月二十一日

大阪支所長　樹本能保利

常務理事　吉田　茂　殿

4709

綴込合大阪電子工組合大阪ノ件